

板橋区立幼稚園・小中学校
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

板橋区教育委員会

令和2年5月1日現在

目次

本ガイドラインについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

感染症対策に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 教育活動上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 登校の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別・・・・・・・・ 9

5 年間行事計画等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

6 特別支援学校における留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

7 教職員の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

8 教職員の勤務・サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

II 臨時休業編

1 感染者が出た場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

2 濃厚接触者を把握した場合

(同居家族が感染した場合など)・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

3 都内感染者の発生状況を踏まえた措置・・・・・・・・・・・・ 13

添付資料

- ・健康観察表
- ・清掃チェックリスト
- ・健康チェック表
- ・FAQ

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドライン及び東京都の感染症予防ガイドラインを踏まえ、板橋区教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意下さい。

感染症対策に関する基本的な考え方

今後、新学期を迎える教育活動の再開に当たっては、学校において、以下4つの対策を講じることが重要である。

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避

①換気の悪い密閉空間 (密閉)

②多くの人が密集 (密集)

③近距離での会話や発声 (密接)

また、特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内及び区内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底（国ガイドライン別添1のP1～4）

(1) 幼児・児童・生徒

ア 学校は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

イ 児童生徒等（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒等には、「健康観察表」を配付し、毎日記入・提出を求めること。）。

ウ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。

エ 通学時には、会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めること。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童生徒等と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

(3) 校内環境

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。

イ 適切な環境保持のため、教室等のかまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

換気は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間毎に開放し、換気設備を設置している学校においては、適切に使用する。

(別添「清掃チェックリスト」の活用により実施状況を管理する。)

ウ 教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。

2 教育活動上の留意点

学校を再開するに当たり、学校生活のリズムを身に付けるとともに、児童生徒等が感染症予防対策を理解し、実践する態度を育む観点から、次のように対応する。なお、幼稚園についても、同様な配慮を講じること。

(1) 授業時間の短縮と休み時間の拡大

小学校は、1単位時間の学習を40分間とし、授業間の休憩時間を10分以上確保する。中学校は、1単位時間の学習を45分間とし、小・中学校ともに在校時間をできるだけ短くする。また、休憩時間には、教室の空気の入替えや児童生徒等の手洗い・うがいを徹底すること。

また、教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学級・学年を超えた活動は避けること。

なお、授業中は少なくとも一方の窓や扉などは開放するとともに、15分に一度は窓や扉を開け、十分な換気を行うこと。

(2) 学習指導

登校再開後、前年度の学習内容を含めて児童生徒の学習内容の定着の状況を確認し、補充のための授業や補習の実施など学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること。特に、学習内容の定着が不十分な児童生徒には、個別の学習を実施したり追加の家庭学習の課題を課したりするなどの対応を図ること。

また、臨時休業期間中の課題については、教師がその学習内容や成果を確認し、できるだけ学習評価に反映すること。

分散登校や午前授業を実施する場合には、1週間を見通せる生活計画表とともに、教科書に基づいた課題を課し、児童生徒等の学習状況や成果をきめ細かく把握すること。

なお、学校教育は、教師から児童生徒等への対面指導、友達同士の関わり

合いを通じて行われるものであることから、習熟活動は自宅でできるよう課題を与えるなど、学習指導において重視することを明確にし、学校全体で授業改善を図ること。

(3) 全校朝会・集会、学年集会

全体で集まることは避け、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

やむを得ず体育館等を集める場合は、短時間に納め、児童生徒等の間隔及び換気に十分配慮する。全校児童生徒等を集める場合は、校庭で行い、短時間で行うとともに児童生徒等同士の間隔を十分に空ける。

(4) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用する。

イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、ペア・グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動や、児童生徒等が互いに向かい合う座席配置は控える。

ウ 特に感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(例)

- ・体育において、児童生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、年間指導計画の後半に変更すること。また、個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができる運動を行うこと。なお、体育館や武道場で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・音楽においては、狭い空間や密閉状態での歌唱や身体の接触を伴う活動については、年間指導計画の後半に変更すること。また、歌う際には、できるだけ一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。
- ・家庭科においては、調理実習は年間指導計画の後半に変更すること。

エ 心臓や腎臓疾患、結核、内科、眼科、耳鼻咽喉検査などの定期健康診断を実施できない場合には、水泳指導は実施しない。

オ 授業中、児童生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに指定された部屋等に移動させるとともに、保護者に連絡し、引き渡す。

(5) 学校給食及び昼食、清掃活動

- ア 配膳の際は、児童生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。
- イ 児童生徒等が対面して会食する形態を避け、会話を控えさせる。
- ウ 午前授業を実施している期間は、児童生徒等による清掃活動は実施しない。

(6) 休憩時間

- ア 教室等の窓や扉は開放し、十分な換気を行う。
- イ 特別教室や校庭等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。
- ウ 学年別やフロア別に時間差を設けるなど休憩時間を分散させる。

(7) 部活動

- ア 通常授業が再開され児童生徒等の生活リズムが整い、学校行事が正常にできたと判断された場合には、可能な部活動を再開する。
- イ 再開する場合には、平日の授業日のみ、準備を含め活動時間は1時間以内とする。
- ウ 合同練習や対外試合等、校外での活動は行わない。
- エ 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。
- オ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに、短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- カ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導補助員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- キ 活動内容は、基本的な技能や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、飛沫感染のおそれのある活動は行わない。

(8) クラブ活動・児童会・生徒会活動

- ア クラブ活動・児童会・生徒会活動は行わない。
- イ クラブ活動・委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
- ウ クラブ活動の活動内容については、「(4) 感染症対策に留意した各教科等の指導」と同様とする。

エ 生徒総会は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

(9) 学校行事

ア 宿泊行事や連合行事は中止する。

イ 児童生徒や参観者が密集し、児童生徒が近距離で組み合ったり接触（発声）したりするような運動会、音楽会、学芸会などは実施しない。

ウ 大人数が集まる施設への見学や、バスや電車など公共交通機関を利用する遠足や社会科見学は実施しない。

エ 健康診断は心臓や腎臓検診、結核検査を先行し、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施できるよう計画を修正する。

オ 避難訓練を除き、体育館等での講話や外部講師を招いた特別授業、鑑賞教室、球技大会など児童生徒等が一堂に集まって行う活動は、実施しない。学校再開後の避難訓練については、児童生徒等に避難経路の確認が必要なため、短時間で実施できるよう工夫して確実に行う。

(10) 保護者会、コミュニティスクール委員会等

ア 開催する場合は、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

ウ P T A 総会や各委員会についても実施の可否を十分に検討し、実施する際には、ア及びイの内容を徹底する。

エ 1 学期は、土曜授業プランの保護者や地域への公開はしない。

(11) 登下校指導

特に下校の際は、速やかに自宅等に帰り、立ち話や寄り道などをしないよう指導する。

(12) 放課後や休日の過ごし方

感染を防ぐため、電車、バスの利用をなるべく避け、人混みとなるような場所に出かけないよう指導する。

3 登校の判断（国ガイドライン別添1のP4、5）

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

- ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童生徒等について

- ア 国や地域を問わず、海外等から帰国した児童生徒等については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、渡航先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

- イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

例えば、児童生徒等同士で、医療従事者が家族にいる又は、感染症が流行している国や地域に関係している児童生徒等に対して感染しているかのように扱うこと、咳をしている児童生徒等を非難するような言動、教職員が児童生徒等に対して感染者等を差別するような不用意な発言をする等、学校生活の様々な場面で、偏見や差別につながるような行為が行われる可能性が考えられる。児童生徒等への指導だけでなく、教職員自身も十分意識し日々の業務を行うようにする。

5 年間行事計画等の見直し（国ガイドライン別添1のP7、8）

本通知に基づき教育活動を実施するが、計画通り実施ができなかった教育活動等を補うために、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて検討し、必要な変更を行う。また、学校行事など教育活動については、3密（密閉、密集、密接）を回避するような措置を検討し、場合によっては実施内容や方法を変更したり、中止したりするなど授業時数の確保に努めるようにする。

また、令和2年度4月以降に、学校保健安全法第20条に基づき長期間の臨時休業を行った学校については、長期休業期間を授業日として設定し、計画通り実施できなかった教育活動等を補うようにする。

なお、以下の期間を授業日とする場合には、夏季休業中の補習教室及び夏季水泳指導は行わない。

例) 令和2年7月21日（火）から7月31日（金）までの7日間

令和2年8月24日（月）から8月31日（月）までの6日間

6 天津わかしお学校における留意点

- (1) 寄宿舍においても、手洗いや咳エチケットの徹底等、基本的な感染対策を実施するとともに、換気の徹底等、集団感染リスクに対応するなど、国ガイドライン及び本ガイドラインの内容を踏まえ、万全の感染症対策を講じること。
- (2) 入舎する児童について、感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合、天津わかしお学校が臨時休業となった場合は、学務課と寄宿舍における対応を協議すること。

7 教職員の健康管理（国ガイドライン別添1のP1～4）

- (1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表（本人用）」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表

（確認用）」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。

管理職は、毎日、別添「健康チェック表（確認用）」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。

(2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。

登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

(3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。

(4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

(5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

8 教職員の勤務・サービス

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業期間中の勤務の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・都費教職員：令和2年4月9日付事務連絡「臨時休業期間中の教職員に係る勤務の取扱いについて（都費教職員）」
- ・区費職員：令和2年4月10日付事務連絡「臨時休業期間中の職員に係る勤務の取扱いについて（区費職員）」

(2) 教職員が新型コロナウイルスに感染症に感染した場合、感染の疑いがある場合又は感染症対策に伴い、子の世話をを行うために勤務しない場合のサービス上の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・都費教職員：令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る教職員のサービス上の取扱いについて（都費教職員）」
- ・区費職員：令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る職員のサービスの取扱いについて（区費職員）」

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う通勤手段の変更及び通勤手当については、令和2年4月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う通勤手段の変更について」のとおりとする。

(これまでに発出した関連通知一覧)

●勤務の取扱い

(都費教職員)

- ・令和2年4月7日付2板教指第99号「休業中の措置等に伴う令和2年度再任用短時間勤務教育職員の勤務日数の変更について」
- ・令和2年4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」発令に伴うスクールカウンセラーの対応について」

(区費職員)

- ・令和2年4月16日付事務連絡「感染症拡大防止に向けた取組みの強化について（区費職員）」
- ・令和2年4月28日付事務連絡「教員の出勤抑制等に係る今後の対応について（区費職員）」

Ⅱ 臨時休業編

1 感染者が出た場合（国ガイドライン別添2のP1）

（1）児童生徒等の場合

- ア 校長は、当該児童生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- イ 校長は、区教育委員会（学務課）に報告する。
- ウ 区教育委員会（学務課）は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行う。ただし、保健所と相談の上、当該児童生徒等の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。
- エ 保健所は、当該児童生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。
- オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
- カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

（2）教職員の場合

- 校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。
- なお、以降の対応については、「1（1）児童生徒等の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行うことに留意すること。）。

（3）その他

- 学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒等が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

（1）児童生徒等の場合

ア 校長は、児童生徒等の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒等の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒等に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、区教育委員会（学務課）に報告する。

エ この場合、区教育委員会（学務課）は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒等の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

（2）教職員の場合

校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2（1）児童生徒等の場合」ウからカまでと同様の取扱いとする。

3 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や区内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。